平成２２年（フ）第９４号
福岡県直方市大字知古778番地３
債務者　早川　敬藏
１　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第９５号
福岡県直方市大字植木2131番地
債務者　秋山　　修
１　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第９７号
福岡県宮若市宮田241番地81
債務者　権藤真由美
１　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第９８号
福岡県直方市大字頓野2058番地５
債務者　高橋　由香
１　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３５１号
長崎県長崎市辻町４番27号　平荘203
債務者　神山　善宣
１　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
長崎県長崎市岩見町18番23号
債務者　森永　良子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９１号
長崎県長崎市多以良町2170番地９
債務者　冨岡　征子
１　決定年月日時　平成22年８月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
沖縄県那覇市字与儀125番地14　ワールドハイツヨギ201
債務者　波平　英子
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３３３号
沖縄県浦添市前田１丁目48番９号　親富祖アパート201
債務者　知念しのぶ
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１７号
兵庫県宝塚市花屋敷松ガ丘21番１号
債務者　西崎　菊香（旧姓山中）
１　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４５６号
兵庫県姫路市広畑区東新町３―96―２　池田あかね方、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町坊勢701番地149
債務者　池田　武志
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４９０号
兵庫県姫路市神子岡前４丁目２番５号
債務者　藤定みち子
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５３１号
兵庫県神崎郡福崎町馬田89番地３
債務者　米田　幹雄
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５３２号
兵庫県神崎郡福崎町馬田89番地３
債務者　米田　千秋
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５３９号
兵庫県神崎郡市川町東川辺1073番地の68
債務者　川端　孝幸
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５４１号
兵庫県姫路市勝原区大谷112番地
債務者　吉田商店こと吉田酒店こと　吉田洋之助
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５５１号
兵庫県姫路市八代本町１丁目５番６号
債務者　山本　寿美
１　決定年月日時　平成22年８月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５５６号
兵庫県加古川市加古川町中津721番地の１レオパレスマーガレット101号
債務者　増田　　努
１　決定年月日時　平成22年８月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部